令和８年度第２回知立市介護保険等審議会議事録

１　開催日時　令和8年 10 月 15 日（木）午後2時～午後３時 10 分
２　開催場所　市役所3階　301 会議室
３　出席者数　12 名　竹内会長、塚本副会長、栁本委員、大橋委員、市之瀬委員、宮﨑委員、佐藤委員、
三浦委員、小島委員、柴田委員、橘委員、藤谷委員
欠席者数　なし
事務局等　８名　保険健康部長、長寿介護課長、介護保険係課長補佐、地域支援係課長補佐、
介護保険係主査２名　地域包括支援センター長１名
ジャパンインターナショナル総合研究所　１名
４　傍聴者　　なし
５（１）議題１　第 10 期介護保険事業計画・第１１次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画（素案）について
（２）議題２　東部地域包括支援センターの営業時間の変更について

資料：資料１号　「第１０期介護保険事業計画・第１１次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画（素案）」
資料２号　「相談窓口の受付時間の変更について」
資料３号　「質問事項票及び事前意見書一覧」

１　開会

事務局：　ただいまより、令和８年度第２回知立市介護保険等審議会を開催させていただきます。本日の会議時間は概ね 1 時間を予定しておりますので、円滑な議事の進行にご協力いただければと思っております。また、この会議は、知立市まちづくり基本条例第 16 条第 2 項の規定により公開原則としておりますが、本日、傍聴者の方はいらっしゃいません。
　また、全委員の方にご出席いただいておりますので、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第４条第２項に規定する、審議会開催の定足数を満たしていることも合わせてご報告させていただきます。
　それでは、始めに、会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：　皆様本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。会長の竹内と申します。さて、第 10 期介護保険事業計画・第 11 次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画の策定に向けて、本日は素案について意見交換を行っていただく形となります。忌憚のない意見交換の場となりますよう、委員の皆様にご協力をお願いし、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

事務局：　ありがとうございました。それでは議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。
（資料確認）

事務局：　それでは、ここからの議事の進行は竹内会長にお願いいたします。

２　議題

議題１　第１０期介護保険事業計画・第 11 次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画素案について

会長：　それでは、「議題 1　第 10 期介護保険事業計画・第 11 次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画素案」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：　資料に基づき説明（第１章、第２章）

会長：　ありがとうございます。何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

委員：　21 ページのところで、住宅改修、福祉用具の貸与は、かなり厳格に審査しているという声が聞こえていますが、その背景や理由、独自の運営基準はどのようなものでしょうか。

事務局：　2025 年度の実績を見ていただきますと、住宅改修の方は 54.1％ということで、年度によって差が大きいということが一点ございます。確かに仰る通り、他市に比べて厳格であるということはありますが、また後程説明させていただくのですが、介護給付費適正化という点で、国や県の計画や指針に基づいて、知立市としてもお話をさせていただいているところです。皆様からお預かりした大切な保険料を適正に使っていくために独自の基準に基づき取り組んでいます。

会長：　何か具体的に改修を希望したものの却下されたという例があるのでしょうか。

委員：　業者の方が申請に行っていると思うのですが、他市では通るものが通らないという声を聞いています。

会長：　もし、そういう声を聞かれた場合は、よろしければ教えてください。

委員：　21 ページのところで、訪問看護が 2024 年度に比べて少し下がり気味でありつつ、2025 年度までの看護小規模多機能型居宅介護の数値が、状況によっては、老人保健施設の利用率に相関してきているのではないかと思います。
　看護小規模多機能型居宅介護は新年度以降、検討されているのでしょうか。今後は医療機関から早めに在宅へという流れが強まっているため、教えていただければと思います。
　あわせまして、認定率が他市町村と比べて低いというのは、強みでもあると思うのですが、どのような要因があるのかということを把握していらっしゃれば、教えていただければと思います。

事務局：　まず 1 点目の看護小規模多機能型居宅介護については現在知立市には施設がございません。今後については検討段階にあります。現在の計画においては今後も居宅の方は増えていくだろうということは想定しております。
　認定率につきましては、介護予防事業の取組みが、一定の効果を奏しているということがあるかと思います。

委員：　積極的にサロンや介護予防向けの取組が地域全体に広がっているのか、分散化されているのか、そこが重要かと思います。医療と介護の連携というところの、看護の部分をどう

見ていくか、数値が下がっているところをどう見ていくのかというところが気になっていいました。

事務局：　一点追加で補足させていただきますが、認定率の低さについては、基本チェックリストと要介護認定の振り分けが適正に行われていることがあると思います。急性期病院から退院された方については、状態が安定して、基本チェックリストと申請を見極められる時期になってから申請を考えていただくというご案内をしていることが、認定率の低さに寄与しているのではないかと考えます。

事務局：　資料に基づき説明（第３章～第５章）

会長：　ありがとうございます。何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

委員：　117 ページの介護支援専門員の確保については非常に重要であると考えます。研修費の助成は新規の方が対象なのでしょうか。介護支援専門員として登録しているうちの３割しか業務に就いていないのが実態であり、業務再開に向けた研修費補助など、掘り起こしを行っていった方が、人材確保にはつながるのではないでしょうか。
　また、№78 の外国人人材についても、大規模な事業所は良いものの、中小規模の事業所で外国人を受け入れる体制整備が難しい場合、採用に向けた勉強会の場を持つなど合同で動いた方が良いのではないでしょうか。

事務局：　掘り起こしや合同での情報交換の場の設定等に、力を入れていきたいと思います。

【議題２についての諮問書のお渡し】

議題２　東部地域包括支援センターの営業時間の変更について

事務局：　資料に基づき説明

会長：　ありがとうございます。何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

委員：　西部の方も営業時間を変更しているのでしょうか。

事務局：　西部の方も以前営業時間の変更を行っています。

委員：　市役所自体も業務時間の変更を行っていますが、何か苦情等はありますか。

事務局：　変更直後は多少の戸惑いはありましたが、以後そうした苦情はお受けしておりません。

委員：　時間を短縮するというのは個人的には賛成なので、苦情がないということで承知しました。

会長：　昼休み等はどうされているのでしょうか。

事務局：　昼休みは職員が交代制でとるようにし、対応しています。

【議題２についての答申書のお渡し】

３　その他

事務局：（委員報酬、次回審議会開催予定、資料事前送付について等の説明）

事務局：　それでは、以上をもちまして、第２回知立市介護保険等審議会を閉会といたします。改めまして本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。お帰りの際には、くれぐれも交通事故等にお気をつけください。本日は誠にありがとうございました。

（閉会　３時１０分）